

## 9. 現在の内部監査体制について

### 1. 会計監査について

#### (1) 監査体制について

##### ①本庁 総務部経理課監査指導室（6人）

社会保険業務センター及び社会保険大学校を含め、本庁の会計監査を実施するとともに、全地方社会保険事務局及び各地方社会保険事務局ごとに1ヶ所の社会保険事務所の会計監査を実施。

##### ②地方社会保険事務局 地方社会保険監察官（156人）

地方社会保険事務局及び社会保険事務所の会計監査を担当。

#### (2) 監査内容について

○ 17年度については、「会計事故防止」及び「契約事務の適正化」を図る観点から、以下の事項を重点的な監査事項としている。

- ① 契約事務と支払事務を担当する部署の相互牽制体制が確立しているか。
- ② 特段の理由もなく少額に分割した調達等、安易な随意契約が行われていないか。
- ③ 数値目標を含む「調達計画」の策定状況
- ④ 各地方社会保険事務局に設置され、一定額以上の調達案件等を審査する「契約審査会」の審議状況及び進捗

### 2. 業務監査について

#### (1) 監査体制について

##### ①本庁 総務部サービス推進課社会保険指導室（19人）

全地方社会保険事務局及び各地方社会保険事務局ごとに1ヶ所の社会保険事務所の業務監査を実施。

## ②地方社会保険事務局 地方社会保険監察官(156人)

地方社会保険事務局及び社会保険事務所の業務監査を担当。

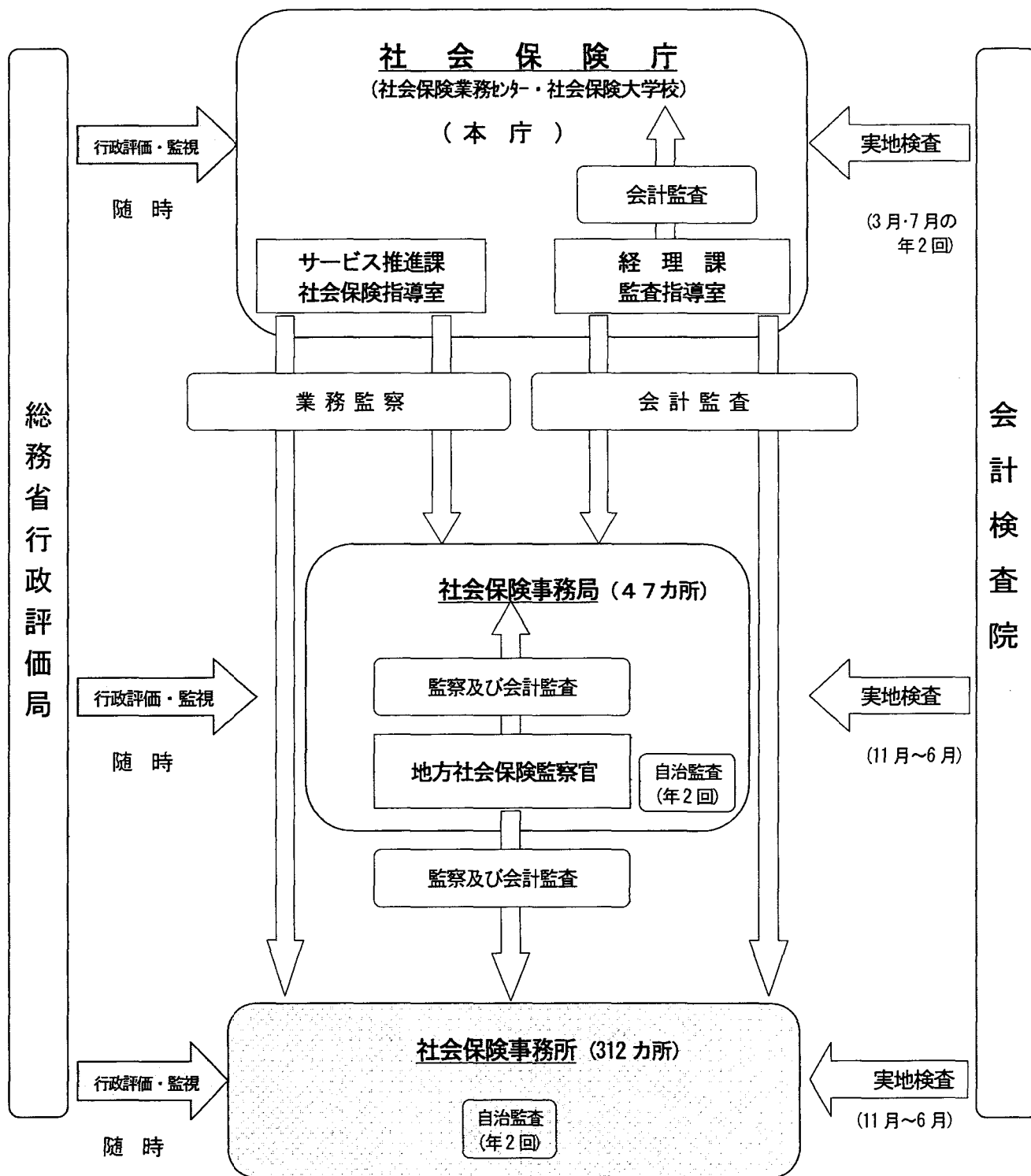
### (2) 監査の内容について

- 17年度においては、「緊急対応プログラム」の取組状況を中心として、以下の事項を重点的な監察事項としている。
  - ① 政管健保・厚生年金の適用の適正化・保険料収納対策
  - ② 国民年金の適用の適正化・保険料収納対策
  - ③ 国民サービスの向上
  - ④ 個人情報保護の徹底
  - ⑤ 職員の意識改革
  - ⑥ 不正事故防止に関する取組状況
  - ⑦ 各事務局における重要課題に関する取組状況 等

### ※ 個人情報管理監査について

- 平成17年3月より、本庁並びに全国の社会保険事務局及び社会保険事務所等における個人情報の業務目的外の閲覧行為について、社会保険業務センターにおいて一括して確認できるチェックシステムを整備。
- 社会保険業務センター総務部システム監査課において、定期的な監査を行うとともに、業務目的外の閲覧行為と疑われる業務処理については、随時監査を実施。
- また、総括個人情報保護管理者（社会保険庁次長）及び個人情報保護管理者（各課長等）で構成される個人情報保護管理委員会において、社会保険庁が保有する個人情報の管理及び安全確保の維持・向上に係る重要事項の決定・連絡・調整等を実施。

# 社会保険庁監察(監査)の概念図



## 10. 国家公務員法のサービスの宣誓規定等について

### <サービスの宣誓規定>

- 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)  
(サービスの宣誓)

第九十七条 職員は、政令の定めるところにより、サービスの宣誓をしなければならない。

- 職員のサービスの宣誓に関する政令(昭和四十一年二月十日政令第十四号)  
(サービスの宣誓)

第一条 新たに職員(非常勤職員(国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。)及び臨時的職員を除く。以下同じ。)となつた者は、任命権者又はその指定する職員の面前において別記様式による宣誓書に署名して、任命権者に提出しなければならない。

2・3 (略)

(権限の委任)

第二条 この政令に定めるもののほか、職員のサービスの宣誓に関し必要な事項は、任命権者が定める。

別記様式

宣誓書

私は、国民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すべき責務を深く自覚し、日本国憲法を遵守し、並びに法令及び上司の職務上の命令に従い、不偏不党かつ公正に職務の遂行に当たることをかたく誓います。

年月日

氏名

### <分限に関する規定>

- 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)  
(本人の意に反する降任及び免職の場合)

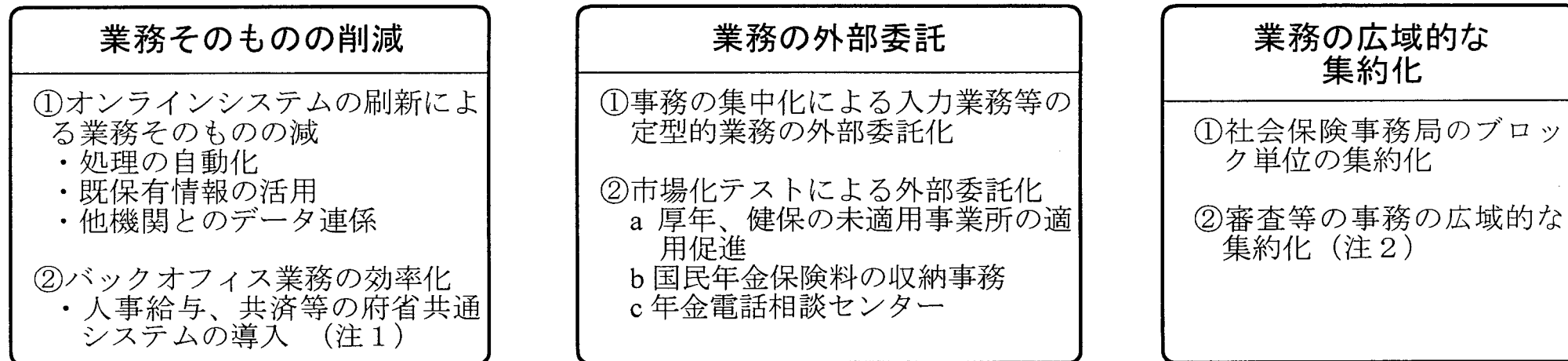
第七十八条 職員が、左の各号の一に該当する場合には、人事院規則の定めるところにより、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

- 一 勤務実績がよくない場合
- 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 その他その官職に必要な適格性を欠く場合
- 四 官制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

## 11. 社会保険庁の人員削減計画について

＜「社会保険新組織の実現に向けた有識者会議」の第2回会議（7月25日）提出資料＞

### ○ 組織の効率化と人員の削減について



（注1）政府の「電子政府構築計画」に基づき、新システムの導入等により、バックオフィス業務に係る定員の3割以上の削減に取り組むこととされている。

（注2）業務の広域的な集約化を実施するため、各ブロックに1～3ヶ所程度の地方事務センターを設置。

### 強化する業務への要員シフト

- ①保険料徴収の徹底、②適用の適正化、③国民サービスの向上、④給付の適正化
- ⑤本庁の企画立案、内部統制機能の強化、⑥システム管理（ITガバナンス）の強化 等

人 員 の 純 減

## 人 員 削 減 の 見 通 し

＜「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」の第9回会議(4月25日)提出資料＞

職員体制について、定型的業務の外部委託や市場化テストによる外部委託の拡大、システムの刷新等による業務そのものの削減等による合理化を徹底することにより、人員の削減を行う。

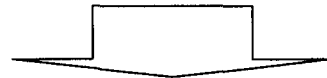
<p>＜現行の社会保険庁＞</p> <p>(1) 正規職員 17,365人</p> <p>(2) 非常勤職員 11,461人</p> <p>① 謝金職員 5,211人</p> <p>② 国民年金推進員 3,108人</p> <p>③ 事務補助員 3,142人</p> <hr/> <p>計 28,826人</p> <p>※平成17年度予算定員による。但し、予算定員が無い事務補助員は、現在の実行人数(短期雇用も年間稼働日数で常勤換算)</p>		<p>＜年金の組織＞</p> <p>・ 正規職員 13,600人程度</p> <p>・ 非常勤職員 4,500人程度</p> <hr/> <p>計 18,100人程度</p> <p>※現行の社会保険庁と比べ、正規職員が2割減、非常勤が6割減、全体で3割7分減</p> <p>＜削減見通し＞</p> <p>・ システムの刷新、定型業務の外部委託、バックオフィス業務の効率化による減 正規 2,500人、非常勤 1,300人程度の減</p> <p>・ 市場化テストによる減(モデル実施三事業の全国実施の場合) 正規 500人、非常勤 4,100人程度の減</p> <p>・ 強制徴収等の強化する業務へのシフト 正規 1,500人程度の増</p> <hr/> <p>正規 1,500人、非常勤 5,400人程度の減 合計 6,900人程度の減</p>	<p>＜政管健保の組織＞</p> <p>・ 正規職員 2,200人程度</p> <p>・ 非常勤職員 1,500人程度</p> <hr/> <p>計 3,700人程度</p>
---	--	--	---

- (注) 1. 政管健保の適用・徴収分及び医療機関指導監督分については、年金の組織に仮計上しているが、今後の議論を踏まえて改めて整理する。
2. 社会保険事務局のブロック化による減については、内部統制・ITガバナンス等の本庁の機能強化、政管健保の保険者機能の強化等へのシフトを含めて検討する。
3. 政管健保の組織の効率化については、今後、組織の具体化を図る中で検討する。

## ○政府の定員合理化計画の概要

### 「今後の行政改革の方針」(平成16年12月24日閣議決定)

平成17年度から平成21年度までの5年間に平成16年度末定員の10%以上の削減を目指す。



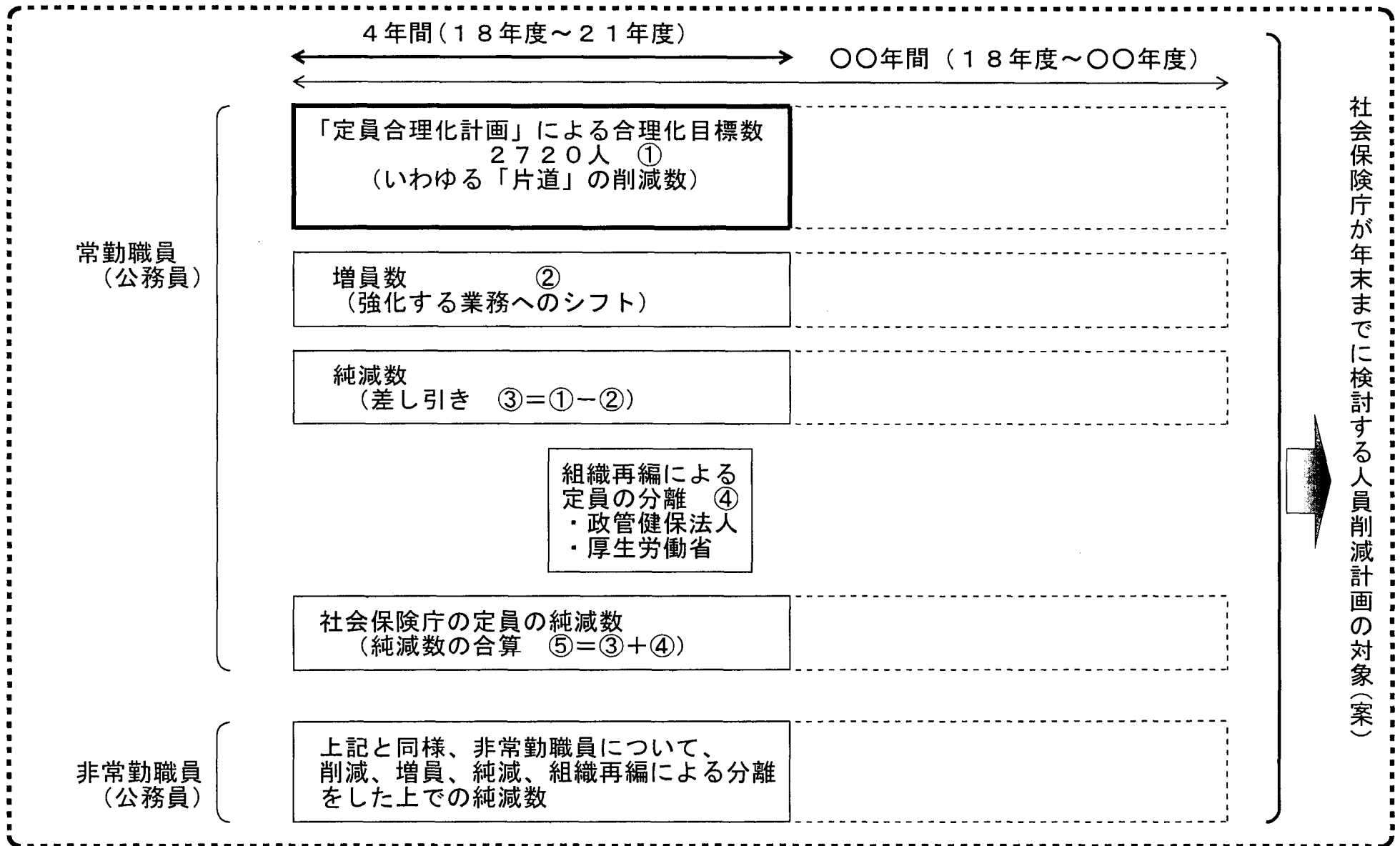
### 定員合理化計画 (「平成18年度以降の定員管理について」平成17年10月4日閣議決定)

- 平成18年度から21年度までの4年間(計画期間)における各府省の合理化目標数を設定。
- 計画期間における合理化目標数

政府全体の合理化目標数	27,681人 (17年度末定員 331,427人の 8.35%)
厚生労働省全体の合理化目標数	5,698人 (17年度末定員 55,319人の 10.30%)
(内訳)社会保険庁	2,720人 (17年度末定員 17,365人の 15.66%)

※ 定員合理化計画は、各府省ごとに定めた合理化目標数であり、これに対して、強化すべき業務への「増員」がされるため、「純減数」は、合理化による削減数から増員数を差し引いた数となる。

# 政府の定員合理化計画と社会保険庁の人員削減計画との関係

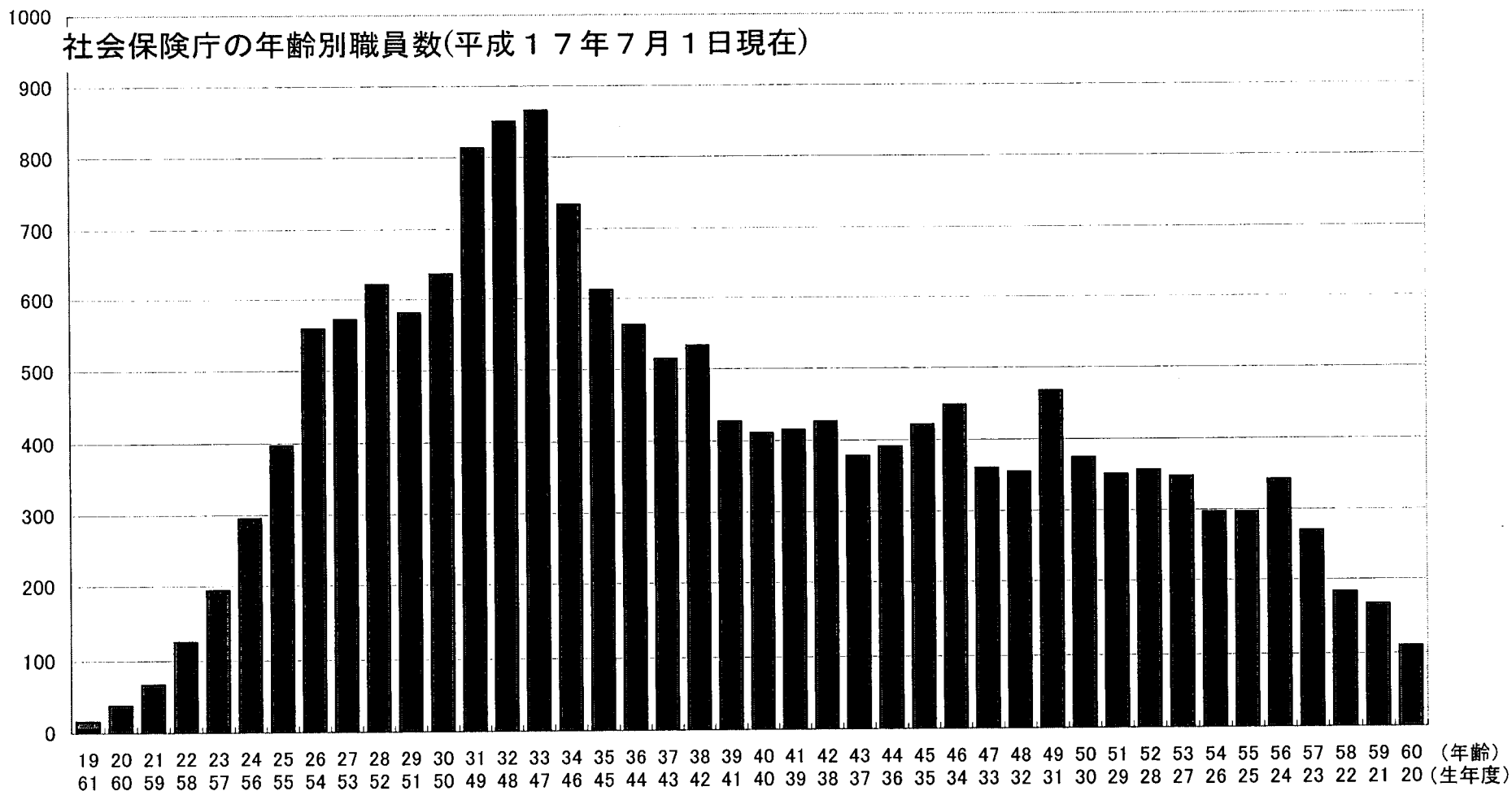




## ○職員の採用数と人員削減について

- 組織の活力を長期的に維持していくためには、職員の年齢構成が大きく歪むことのないよう、定員の削減を進めつつも、一定規模の新卒職員の採用を継続していくことが不可欠。
- このため、人員削減計画を検討するに当たっては、毎年度の退職者の見込み数や、必要な採用数の規模とのバランスを図ることが必要。
- なお、平成17年度の退職見込み数は、定年退職と自己都合退職を含め、400名程度と見込んでいる。

(人)



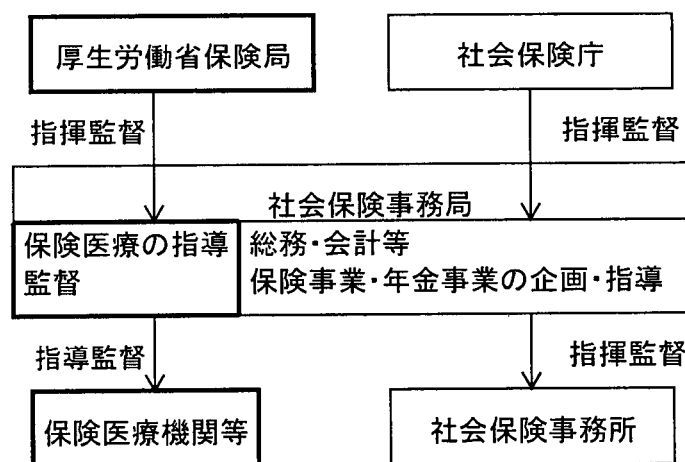
## 12. 保険医療の指導監督事務について

### 1. 現状

各都道府県の社会保険事務局が実施している保険医療に関する事務としては、社会保険庁本庁の指揮監督に基づき実施している政管健保の保険者としての業務の他に、行政事務として厚生労働省（保険局）の指揮監督の下に実施している、

- ・医療保険の医療に関する監督に関する事務
- ・保険医療機関、保険薬局等に対する指導及び監督に関する事務
- ・保険医療機関、保険薬局等の指定及び指定の取消等に関する事務
- ・地方社会保険医療協議会に関する事務

等の「保険医療の指導監督の事務」がある。



※ 各都道府県の社会保険事務局において、保険医療の指導監督業務に従事している職員は、正職員 431 名、非常勤職員 88 名となっている。  
(16 年 4 月現在)

### 2. 今後の見直しの方向

「保険医療の指導監督の事務」については、

- ・医療保険制度全体の安定的かつ健全な事業運営を確保するために必要な事務であること
- ・保険医療機関の指定等は、全国を通じて、公的医療保険による診療を任せることが適切な医療機関を指定する行政事務であること

などから、引き続き国の責任において実施すべきものであるが、その事務の性格等を踏まえ、実施体制を検討する必要がある。

## 保険医療機関等の指導及び監査の実施状況について(平成15年度)

### 1. 指導の実施状況

- 指導 …… 保険医等に、適正に療養の給付を実施させるため、療養担当規則に定められている診療方針、診療報酬の請求方法、保険医療の事務取扱等について周知徹底し、保険診療の質的向上及び適正化を図ることを目的として実施。指導後、必要に応じ、再指導又は監査へ移行するとともに、不当請求金額の返還措置を実施。

#### (1) 個別指導：診療内容又は診療報酬請求に関する情報提供があった保険医療機関等を対象に実施

区 分	医 科	歯 科	薬 局	合 計
保険医療機関等	1,180件	1,047件	902件	3,129件
保 険 医 等	5,319人	1,291人	1,164人	7,774人

#### (2) 新規個別指導：新規に指定された保険医療機関等を対象に実施

区 分	医 科	歯 科	薬 局	合 計
保険医療機関等	2,028件	1,452件	1,537件	5,017件
保 険 医 等	2,225人	1,510人	2,491人	6,226人

#### (3) 集团的個別指導：診療報酬請求が高点数の保険医療機関等を対象に一定の場所に集めて実施

区 分	医 科	歯 科	薬 局	合 計
集团的個別指導	4,321件	2,910件	2,360件	9,591件

### 2. 監査の実施状況

- 監査 …… 保険医等の行う療養の給付が、療養担当規則に従って適正に実施されているか、出頭命令、立入検査等を通じて確認することを目的として実施。監査後、必要に応じ、不正請求金額の返還措置及び保険医療機関の指定の取消等を実施。

区 分	医 科	歯 科	薬 局	合 計
保険医療機関等	36件	24件	9件	69件
保 険 医 等	158人	24人	28人	210人

### 3. 保険医療機関等の指定取消及び保険医等の登録取消の状況

区 分	医 科	歯 科	薬 局	合 計
保険医療機関等	19件	13件	6件	38件
保 険 医 等	13人	14人	2人	29人

### 4. 返還金額の状況 返還金額 63億2,721万円 (うち 指導による返還分 40億5,726万円 監査による返還分 22億6,995万円)

## 13. 地方組織の抜本改革について

### 1 社会保険事務局のブロック単位の集約化

- ① 各都道府県ごとに設置されている現行の地方社会保険事務局（４７）については、内部統制（ガバナンス）の強化、効率的な事業の実施等を図るため、これを廃止した上で、ブロック単位に集約化する。

#### <ブロック化の利点>

- ・本庁からの内部統制（ガバナンス）の強化を行いやすい。
- ・都道府県域を超えた広域的な人事管理が行いやすい。
- ・集約化により要員を簡素化し、他の業務へシフトできる。
- ・社会保険事務所の指導監督を広域的に行うことができ、業務の均質化や、優れた取組みの普及を図ることができる。
- ・地方事務官制に由来する都道府県単位の意識や閉鎖的な組織体質を改めることができる。

- ② ブロック化の時期については、政府管掌健康保険の業務が公法人に分離されて、年金の新組織が設置される時（平成２０年秋目途）とする。  
ただし、先行してブロック単位に集約化できるものは、平成１８年度にも実施する方向で検討する。

(参考)

<各省庁のブロック組織の例> (ブロック数は、支局を含む。沖縄事務所等を除く。)

省庁	組織名	ブロック数	名称
防衛施設庁	防衛施設局	8	札幌、仙台、東京、横浜、大阪、広島、福岡、那覇
総務省	管区行政評価局	8	北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、四国支局、九州
	総合通信局	10	北海道、東北、関東、信越、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州
法務省	法務局	8	札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、高松、福岡
	地方入国管理局	8	札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、高松、福岡
公安調査庁	公安調査局	8	北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州
財務省	財務局	10	北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、福岡支局、九州
国税庁	国税局	11	札幌、仙台、関東信越、東京、金沢、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、熊本
厚生労働省	地方厚生局	8	北海道、東北、関東信越、東海北陸、近畿、中国四国、四国支局、九州
農林水産省	地方農政局	8	北海道事務所、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州
林野庁	森林管理局	7	北海道、東北、関東、中部、近畿中国、四国、九州
経済産業省	経済産業局	8	北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州
国土交通省	地方整備局	9	北海道開発局、東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州
	地方運輸局	9	北海道、東北、関東、北陸信越、中部、近畿、中国、四国、九州

※社会保険事務局のブロック化に当たっては、関東地域の事業規模（厚年事業所数で29.7%、国年被保険者数で35.1%）が大きいことへの考慮が必要。

## 2 要員配置の見直し

- ①組織の見直しに先立って、業務量の地域間格差を是正し、各社会保険事務局の業務量に応じた適切な人員配置となるよう、平成17年度より3年間で、事務局間の正規職員の配置の見直し（520人）を行う。
- ②非常勤職員についても、業務量に対応して数を調整する。

## 3 広域的な人事異動の拡大

- ①社会保険事務局間の人事異動 <16年度> 実績なし → <17年度> 71人（10月1日現在）  
※17年度中に100人規模とする。
- ②本庁と社会保険事務局間の人事異動  
本庁 → 社会保険事務局 <16年度> 161人（38事務局） → <17年度> 184人（47事務局）  
(10月1日現在)  
社会保険事務局 → 本庁 <16年度> 32人（23事務局） → <17年度> 76人（39事務局）  
(10月1日現在)

## 4 事務局間、事務所間の競争促進

### ○「社会保険事務局・事務所グランプリ」の実施（平成17年度～）

主要な事業の取組状況について、事務局・事務所ごとの年間の事業実績を評価し、高い実績を挙げたものについては、長官表彰を行う「社会保険事務局・事務所グランプリ」を実施。（平成17年度～）

## 5 業務品質の管理の徹底

### ①全国統一マニュアルの作成・徹底（平成18年度から運用開始）

全国的に統一した業務マニュアルを作成し、職員研修等により徹底することにより、業務品質の標準化を図る。

### ②業務ノウハウの収集及び共有化（平成18年度から段階的に実施）

社会保険庁LANの活用等により、第一線の職員が蓄積してきた優れた業務ノウハウ等を把握するとともに、データベース化し、共有化を図る。

## 6 コスト管理の徹底

### ①社会保険事務所における事業コストの管理（平成16年10月～）

社会保険庁全体で共通の事業単位コードを設定し、事業単位ごとの予算の執行状況について把握できる仕組みを構築し、社会保険事務所における適用、徴収、給付、相談等の各業務のコスト管理を実施。

### ②「調達委員会」及び「契約審査会」の設置（平成16年10月～）

本庁に設置した「調達委員会」及び各地方社会保険事務局に設置した「契約審査会」において、主要な調達案件について、その必要性、数量、契約方法等の厳格な審査を実施。